徳島県監査委員公表第１０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第４項の規定に基づき，吉野川市小山幸男ほか２５名の請求に係る監査の結果を，平成１９年１１月９日決定したので，次のとおり公表する。

平成１９年１１月２０日

徳島県監査委員　数 藤 善 和
同　吉 田 英 勝

第１　請求の受付

平成１９年９月１３日付けで提出された監査請求は，これを受付した。

第２　知事に地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２５２条の４３第２項前段の規定による通知を行わなかった理由

（個別外部監査契約に基づく監査によることを相当としない理由）

請求人は，今まで一緒に監査委員として仕事をしてきた議員を含む県議らの政務調査費の支出に関する監査であり，気兼ねがないとはいえないから個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると主張するが，監査委員は常に公正不偏の態度を保持し監査を行うものであることから，このような請求人の主張には理由がなく，個別外部監査を実施することが相当であるとは認められない。

第３　監査の実施

１　請求人の証拠の提出及び陳述

監査請求人（以下「請求人」という。）に対して法第２４２条第６項の規定により，平成１９年１０月１２日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ，７名の出席とともに証拠の提出がなされた。

２　監査対象機関

議会事務局を監査対象とした。

３　監査委員の除斥

監査委員のうち議会選出の樫本孝委員及び木下功委員については，法第１９９条の２の規定により除斥した。

第４　監査の結果

本件監査請求は，理由がないので，これを認めることができない。

第５　決定の理由

Ⅰ　請求の要旨

請求人らは，地方自治法２４２条１項の規定により，事実証明書を添付し，徳島県監査委員に対し，下記第１各項記載のとおり必要な措置をとるようにを知事に勧告するよう求める。

記

１ 監査請求の趣旨

(1) 平成１８年度における，徳島県議会のすべての会派（自由民主党新政会，自由民主党交友会，自由民主党明政会，新風２１，「改革・一新」県政会，日本共産党，公明党県議団，県民ネットワーク夢，無所属・本田耕一，無所属・西尾大生)に対して支給された政務調査費４４１７万５２１６円（但し，支給額全額４７７０万円から残余額合計３５２万４７８４円を差し引いた額)は全て違法に使用されたから，各会派に対して，各支給分全額の返還を求める。

(2) 平成１８年度において，すべての徳島県議会議員に対して支給された政務調査費６９７６万５１０１円（但し，支給額全額７１５５万円から残余額合計１７８万４８９９円を差し引いた額）は全て違法に使用されたから，各議員に対して、各支給分全額の返還を求める。

２ 請求の理由

(1) 政務調査費支出の適法性審査の基準とその適用

① 政務調査費の透明性確保の要請

ｱ 政務調査費の透明性に関する法の趣旨

地方自治法の改正(平成１２年法律８９号)により，平成１３年４月から，条例の定めに基づいて会派または議員に対する政務調査費を支給できることとなった。

上記地方自治法の改正の趣旨は，地方議員の調査活動基盤の充実にとどまらず，政務調査費の使途の透明化という点にあった。それは以下の(ｱ)～(ｳ)のような諸事情を見ても明らかである。

(ｱ) 地方自治法の一部を改正する法律案の趣旨説明

第１４７国会衆議院地方行政委員会は，平成１２年５月１８日，地方自治法の一部を改正する法律案起草案を委員会の成案とする決定をしたが，その際の趣旨説明において，「地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から，議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し，あわせて，情報公開を促進する観点から，その使途の透明性を確保することが重要になっております。」と述べられている。

(ｲ) 自治省行政局行政課長通知

「地方自治法の一部を改正する法律の施行について」と題する，平成１２年５月３１日付の自治省行政局行政課長通知は，「政務調査費については，情報公開を促進し，その使途の透明性を確保することも重要であるとされていることから，条例の制定にあたっては，例えば，政務調査費にかかる収入及び支出の報告書等の書類を情報公開や閲覧の対象とすること検討するなど透明性の確保に十分意を用いること。」を求める。

(ｳ) 地方制度調査会の答申

地方制度調査会は，平成１２年１０月２５日，「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」において「条例により政務調査費を交付することができるようにするとともに透明性を強化すること」を求める。

ｲ 政務調査費の透明性確保の実現

都道府県レベルでは，岩手県，宮城県，新潟県，長野県，鳥取県で政務調査費の支出に関する領収書の開示が無条件で実現している。また，１０道府県での条件付での領収書開示が実現している。

領収書の原則開示によって，政治活動の自由に支障が生じるといった具体的な問題は生じていない。

② 政務調査費の目的，使途基準，議長の調査権限，会計帳簿の整備等

政務調査費は，その支給目的が「議員の調査研究に資するため」であり，この支給目的に即して定められた使途基準（徳島県政務調査費の交付に関する規程５条別表１，２）に従って使用しなければならず（徳島県政務調査費の交付に関する条例９条），会派の代表者及び議員は，年度終了の翌日から３０日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない（同条例１０条１項）。収支報告書の提出を受けた議長は，適正な運用を期すため必要に応じて調査をするものとされ（条例１１条），交付された政務調査費を使途基準に従って使用した額を総額から控除した場合に残余があれば，知事は，会派及び議員に返還を命ずることができる（条例１２条）。何人も議長に対して収支報告書の閲覧を請求できる（条例１３条２項）。そして，上記規程８条は，会派の政務調査経理責任者及び議員は，会計帳簿の調整と証拠書類（ここに領収書が含まれるのは性質上当然である。）の整備保管し５年間保存しなければならないと定める。

上記条例及び規程及び政務調査費の趣旨に照らすと，交付の趣旨及び使途基準に照らし，県政に関する調査研究に資すると認められない場合，当然，当該部分は違法支出として返還が求められると解すべきである。

③ 違法性審査基準

上記のように法が政務調査費支出の透明性を求めており(透明性確保の必要性），かつ，既に政務調査費の全面開示を実施している他県の例を見ても，全面開示しても特段の支障がない(透明性確保の許容性)。したがって，政務調査

費の支出の透明性確保の要請は重視されなければならない。

さらに，本件条例その他の上記規程が，交付される政務調査費の使途基準を定めた上，会派に経理責任者を置くことや，会派及び議員に対し，収支報告書の提出，会計帳簿の調整と証拠書類の整理，保管の義務付け，議長の調査権を認めているのは，税金から支出される政務調査費の実際の使途が，上記使途基準に適合しており，県政に関する調査研究に資するため必要な経費として認められるのであることを担保し，その透明性を確保する趣旨目的によるものと解される。

したがって，収支報告書の収支の記載内容が，実際の政務調査費の支出内容と大幅に相違していたり，その支出内容が使途基準に適合しているかどうかを確認できないような場合は，収支報告書の作成を義務付けて政務調査費の適正な支出とその透明性を確保しようとしている上記各規定の趣旨目的を満たすものとはいえず，当該部分の支出は政務調査費の適正な支出とみとめることができないので，これは法律上の原因を欠く不当利得として県に返還すべきである。

④ 上記適法性審査基準の適用と支出の違法

徳島県議会各会派及び各議員に対して支給された政務調査費の収支報告書には証拠書類の添付がなく，収支報告書の収支の記載内容が，実際の政務調査費の支出内容と大幅に相違しているか否か，その支出内容が使途基準に適合しているか否かを確認することができない。

したがって，収支報告書の作成を義務付けて政務調査費の適正な支出とその透明性を確保しようとしている条例及び規程の各条項の趣旨目的を満たすものとはいえず，当該部分の支出は政務調査費の適正な支出とみとめることができない。

(2) 証拠書類が提出された場合における適法性審査基準

本件監査請求にかかる監査にあたり，県議会各会派及び各議員から徳島県監査委員に対し，証拠書類の提出がなされた場合は，次のような審査基準に基づいて，政務調査費の支出の適法性を審査すべきである。

なお，以下の各項の各論では特に目に付く事例を指摘したに過ぎず，指摘したもの以外は適法という趣旨では決してないことを留意されたい。

① 調査研究費の支出

ｱ 適法性の判断基準

会派ないし議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費をいうから，①調査目的が，「県の事務及び地方行財政に関する調査研究」という調査研究費の趣旨に適合すること，②上記の調査目的を踏まえ調査行程や調査先が選定されていること。特に，海外調査については，「県の事務及び地方行財政に関する調査研究」を行うために，国内調査では目的を達成することができず，海外にまで赴かなければならない高度の必要性が認められること，③調査先において，県の事務及び地方行財政

に関して中身のある説明や質疑応答がなされていること，④訪問調査が調査行程の主要な部分をしめていること，⑤調査費用が目的，効果との関係で高額でないこと，が必要である。

ｲ 各論

海外視察をしている会派は，自民党・新政会，自民党・交友会，自民党明政会，新風２１であり，行き先はアメリカ合衆国，中国，ヨーロッパ（チェコ共和国，オーストラリア及びフランス）である。自民党・明政会は，調査研究費に８３４万２４８９円を充てているが，その大半は１週間の海外視察（アメリカ合衆国）の費用であると考えられる。

米国移民法の調査（自民党・新政会），北京オリンピックスタジアムの建設現場視察（自民党・交友会）などは県の事務及び地方行財政とどのような関連性があるのか，調査対象の選定に疑問があるし，１週間の長期旅行の場合，調査研究活動以外の観光に日程が充てられている疑いがある。

また，多額の費用を用いた海外視察が行いながら，資料作成費がゼロという会派があるが，海外視察の成果を踏まえて議会の審議資料として作成するといった活動が行われなかったと考えざるをえず，調査費用に比して有効な政策立案等がなされなかった可能性が高い。

② 研修費

ｱ 適法性の判断基準

議員の「調査研究に資するために必要な経費の一部」のためのものであり，研修費も，会派に対する場合は，「会派が行う研修会，講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会，講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費」であり（徳島県政務調査費の交付に関する規程５条別表１），議員に対する場合，「団体等が開催する研修会，講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費」とされている。

したがって，例えば単に当該団体の会合で来賓として挨拶や活動報告するためだけに参加するとか，儀礼的な意味で参加するような場合に研修費を支出するならば，上記使途基準を逸脱した不適法な支出となる。

ｲ 各論

自民党・交友会は，会派研修会を東京で行い５５万３６１７円を支出している。東京の１泊２日の日程で何故これほどの費用がかかるのか疑問である。

通常，どのような団体の研修会であろうと，資料代を含む参加費に交通費，宿泊費を含めてもこれほどかかることはないと考えられる。

③ 会議費

ｱ 適法性の判断基準

会議費は「会派における各種会議に要する経費」とされており，会議の目的や内容等についてそれ以上の限定はない。しかし，政務調査費は，「議員の調査研究に資するために必要な経費の一部」を交付するものである（地方

自治法１００条１３項，徳島県政務調査費の交付に関する条例１条）。

したがって，会議費として支出できる経費としては，会派が実施する議案等の審議に関する会議，県政に関する施策等の検討会議，県民の県政に関する意見及び要望を吸収するための意見交換会議その他これらに類する会議に要する経費等に限定されるべきであって（栃木県政務調査費に係る留意事項、千葉県会議政務調査費使途基準など参照。），これとは無関係な単なる会派活動にまで会議費を支出するのは違法である。

また，議員に対する政務調査費のうち会議費は，「議員が行う地域住民の県政に関する要望，意見を吸収するための各種会議に要する経費」を支弁するものである（徳島県政務調査費の交付に関する規程５条、同規程別表２）。

したがって，これ以外の例えば当該議員の活動成果の報告を目的とするに過ぎないような県政報告会，議会活動報告会といった会議は，政務調査費から支出を許された会議費には当たらないというべきである。

ｲ 各論

例えば，橋本弘房議員の会議費は５０万４２６８円に上っており，他の会派や議員と比べても相当多額である。多数の支持者を集めて行う，選挙の決起集会や選挙を意識した議会報告会に関する費用の支出ならば，それは違法である。仮に必要な会議であっても場所が高額な高級ホテルなら不要な支出であるから違法である。

④ 資料作成費

ｱ 適法性の判断基準

会派及び議員の政務調査費のうち，資料作成費は「議会審議に必要な資料」を作成するために要する経費に支弁されるものである（徳島県政務調査費の交付に関する規程５条，同規程別表１及び同別表２）。

したがって，単に会派や個々の議員の活動を県民に広報するために作成される資料に過ぎないものは，「会議審議に必要な資料」とは言い難く，このようなものにまで資料作成費を支出することは許されないというべきである。

また，資料作成費の対象となった資料は「議会審議に必要な」ものでなければならず，実際に議会審議に要しなかった資料は資料作成費の対象とならない。

ｲ 各論

各会派，各議員の資料作成費の内訳がつまびらかでないので，上記一般論以上に何かを指摘することは難しい。

しかし，例えば，多額の調査研究費を支出している会派や議員が，資料作成費をゼロないしそれに近い金額で計上している場合があるが，多額の費用を用いて調査研究活動を行ったのであれば，当然，調査研究に基づいて会議審議に必要な資料を作成するのが自然であり，資料作成費の支出があってしかるべきである。その意味で，多額の調査研究費を支出しているのに資料作

成費がゼロないしそれに近いという会派や議員の調査研究活動は必要性のない違法なものである疑いがある。

⑤ 資料購入費

ア 適法性判断の基準

政務調査費は「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」を交付するものであり，資料購入費も，会派や議員が行う「調査研究費のために必要な図書・資料等の購入に要する経費」を支弁するのものである（徳島県政務調査費の交付に関する規程５条別表１，２）。このような趣旨に照らせば，資料として支出できる経費としては，議会審議に必要な専門的知識を得るために書籍等の購入に限定されるべきであって，単に一般教養を高めたり日常的な情報収集活動を行ったりするための書籍等の購入まで資料購入費を支出することは許されない。

また，一般図書や雑誌，情報誌等は，一般市民が行う個人の日常的な情報収集活動の域をでるものではない。

イ 各論

会派，議員とも雑誌や書籍，新聞の購入を資料購入費として支出している場合が多いが，これらの相当な部分は県政の関連性のない記事や記載で占められているものも多いと考えられる。県政と直接の関連性がなく，単に一般教養を高めるための書籍や雑誌は政務調査費の一環としての資料購入費とは言えず違法である。

また，新聞は通常議員ではない一般人も購読しているのが通常だから，新聞を読むことは一般人の行う情報収集活動と異ならず調査研究活動とは言えない。したがって，新聞購読料の支出も違法である。

⑥ 広報費

ア 適法性判断の基準

広報費は，会派または議員が行う「議会活動及び県政に関する政策等の広報活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」とされており（徳島県政務調査費の交付に関する規程５条別表１，２），広報活動の目的や内容等についてそれ以上の限定はない。

しかし，「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」を交付するものであって，会派活動全般を助成するものではない。全国都道府県議会議長会も平成１３年１０月１６日に作成した「政務調査費の使途の基本的な考え方について」で「議員が行う広報には，その内容に照らして大別すれば①住民の意見を聴取することを目的とするもの，②議会活動の成果等を報告するもの，の２種類が考えられるが，政務調査活動という観点からは，住民の意見を議会活動に反映させることを目的としたものであるか否かを基本として判断されるべきものと考える。」とする。

こうした考え方を踏まえるならば，県民の意思を収集，把握するための手

段として広報活動を行うのであればともかく，それとは無関係な一般的な広報活動にまで政務調査費を支出することを認めるのは，県費によって会派活動を助成することに他ならず，調査研究の費用を助成するという政務調査費の趣旨に反すると言わざるを得ない。

ｲ 各論

自民党・交友会が４１３万６３００円，「改革・一新」県政会が３７３万３２０２円，森本尚樹議員が１５４万６８８２円，庄野昌彦議員が１５１万３６４６円，達田良子議員が１４１万０３３２円，黒川征一議員が１４０万円など，広報費に多額の政務調査費を使っている会派，議員が相当いる。

これらの会派ないし議員の広報費の内訳は，議会報告作成費，議会活動報告などの名称は様々であるが，これらはそのほとんどが，当該会派あるいは当該議員の活動報告で，端的に言えば宣伝広告費の性格が強いという疑いがある。広報費の支出額がこれほど多くな議員についても，単なる活動報告の広報のため支出している場合は政務調査費にあたらず違法支出である。

ホームページの作成・管理費を広報費に上げているケースが多数あるが，議員のホームページは議員の政治姿勢や考え方，議会活動その他議員としての活動を広報宣伝するものがほとんどであり，県民の意思の収集，把握の手段として利用されているケースはほとんどない。したがって，ホームページに関する支出はそのほとんどが違法である。

⑦ 事務所費

ｱ 適法性判断の基準

事務所費は，「議員が行う調査研究活動のために必要な」事務所の設置，管理に要する経費を支弁するものであって，事務所を調査研究活動以外の活動に利用した場合の経費を政務調査費によって支払うことは許されない。この点，「政務調査費の使途の基本的な考え方について」では，「議員の活動は，議会活動，政党活動，選挙活動等と渾然一体となっていることが多く，一つの活動が調査研究活動と他の議員活動の両面を有し，渾然一体となっていることが多く，そのため特に事務所費，人件費等の全額を政務調査費によって支払うことは不適当であり，各活動の実績に応じて按分して支払う必要がある。」とする。

したがって，事務所の設置，管理に要した経費について，調査研究活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費とを按分することなく，その全額を政務調査費から支出することは，政務調査費の趣旨及び使途基準に適合せず違法である。また，両者を按分して支出している場合であっても，政務調査費の使途の透明性を確保する観点から，按分比率及び積算根拠を収支報告書に明記すべきである。

ｲ 各論

竹内資浩議員，吉田忠志議員が事務所の賃借料と光熱費でそれぞれ９２万

円，７５万２６００円を支出している。事務所は，調査研究活動以外の他の活動すなわち議会活動，政党活動，選挙活動等にも使われるから，前者と後者を按分して前者についてのみ事務所費が支出されるのでなければ，按分比率を超えた部分は違法である。

また，自宅を事務所と兼ねている場合，たとえそれが借家であっても事務所借上料を支出することは認められない。個人の生活の場である自宅については，その賃料も当該個人が負担するのが当然だからである。

⑧ 事務費

ｱ 適法性判断の基準

「政務調査費の使途の基本的な考え方について」では，「議員の活動は，議会活動，政党活動，選挙活動等と多彩であり，一つの活動が調査研究活動と他の議員活動の当面を有し，渾然一体となっていることが多く，そのため特に事務所費，人件費等の全額を政務調査費によって支払うことは不適当であり，各活動の実績に応じて按分して支払う必要がある。」との見解が示されている。

したがって，調査研究活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費とを按分することなく，その全額を政務調査費から支出することは，政務調査費の趣旨及び使途基準に適合しない。両者を按分して支出している場合であっても，政務調査費の使途の透明性を確保する観点から，按分率及びその積算根拠を収支報告書に明記すべきである。

ｲ 各論

事務所費は，新風２１の１０３万７９３０円，榊武夫議員の９１万７７９５円，冨浦良治議員の８９万６７５０円などが目立っている。これらは他の会派や議員と比較しても多額である。前記のとおり，会派や議員の活動は調査研究活動に限られず，議会活動，政党活動，選挙活動等と多彩である以上，調査研究活動以外の他の活動に事務費が用いられることも当然にある。そうだとすると，前者と後者を按分して前者の部分についてのみ事務費を支出するのでなければ，その部分を超えた金額は違法支出となる。

⑨ 人件費

ｱ 適法性の判断基準

人件費は，あくまで会派が行う「調査研究を補助する職員」を雇用する経費を支弁するものであって(徳島県政務調査費の交付に関する規程５条別表１及び２)，調査研究活動以外の活動に要した経費を政務調査費によって支払うことは許されない。

「政務調査費の使途の基本的な考え方について」では，「議員の活動は，議会活動，政党活動，選挙活動等と多彩であり，一つの活動が調査研究活動と他の議員活動の当面を有し，渾然一体となっていることが多く，そのため特に事務所費，人件費等の全額を政務調査費によって支払うことは不適当で

あり，各活動の実績に応じて按分して支払う必要がある。」「事務所職員を政務調査活動に従事させる場合，調査研究に従事する平均時間，日数等で按分する。」との見解が示されている。

したがって，調査研究活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費とを按分することなく，その全額を政務調査費から支出することは，政務調査費の趣旨及び使途基準に適合しないと思われる。また，両者を按分して支出している場合であっても，政務調査費の使途の透明性を確保する観点から，按分率及び積算根拠を収支報告書に明記すべきである。

ｲ 各論

会派では，日本共産党が３２７万３０１３円を支出しているのが最も多くなっている。また，議員では，吉田益子議員が１３２万円，豊岡和美議員が１２４万７０００円，竹内資浩議員が１０２万円などが人件費が他と比べても多額である。

会派や議員の被用者は調査研究活動にのみ従事しているわけではなく，議会活動，政党活動，選挙活動等にも従事しているのが通常だから，調査研究活動とそれ以外の活動を按分して，人件費の支出をするのでない限り，本来の按分比率を超える部分は違法支出となる。

また，会派の支出の中で無所属（西尾大生代表）が運転手雇用経費の一部として６６万円を支出しているが，政務調査に運転手を雇用し６６万も支出する必要はないはずであり，不必要な支出として違法である疑いが濃い。

(3) その他

① 収支報告書の記載の正確性について

収支報告書の各項目に不自然な金額の記載がなされているものがいくつか認められる。

例えば，黒川征一議員は，資料購入費，広報費，事務費の各項目について支出があったとしているが，上記３項目の金額はいずれも１００，０００の整数倍の数字で全く半端な数字があがっていない。図書雑誌等の物品の購入にしろ，ホームページの作成管理のような役務の依頼にしろ，物品の価格や消費税を考慮すると上記のような金額は極めて不自然で実態を正確に反映した金額が記載されているのかどうか極めて疑問である。

また，遠藤一美議員も，各支出ともすべて１００の整数倍あるいは１０００の整数倍の金額が記載されている。この数字も同様に不自然である。

こうした不自然な記載がなされるのも，領収書等の証拠書類の提出が義務づけられないからである。

上記のような事態を見ても，証拠書類の提出の義務づけは，支出の透明化適正化という点で必要不可欠である。

② 財政難の中での政務調査費の使い方

徳島県の財政基盤は脆弱であり，財政力指数も全国の都道府県をⅠ～Ⅳグ

ループに分類した中で最低グループ(財政力指数０．３００未満)に入っている。また，財政の硬直化も進んでおり，例えば，平成１７年度末における，徳島県の県債の現在残高は９５５２億円である。県債残高は，平成９年度では５９９５億円だったものが，その後一貫して増加しているのである。

徳島県議会議員は，政治行政の問題を判断する知見を有する県民代表として，率先して財政改革のために努力すべき立場にある。上記のように徳島県が深刻な財政難にある以上，本来の使途基準を逸脱した支出が許されないことは勿論，県政との関連性が疑われる，観光地を巡ることが中心の海外視察視察など費用対効果が希薄な，政務調査費の使い方は許されない。

また，会議に費用のかかる高級ホテルを会議に使ったり，過度に高価な備品を購入したりすることも許されない。

本件監査にあたってはこのような視点も必要である。

(4) 個別外部監査契約に基づく監査の請求

監査委員４名のうち２名は徳島県議会議員である。したがって。この２名の監査委員は監査対象たる事件に利害関係を有する者として，本件の監査をすることができない(地方自治法１９９条の２)。残り２名も，いままで一緒に監査委員として仕事をしてきた議員を含む県議らの政務調査費の支出に関する監査であるから，気兼ねがないとはいえない。

そこで，請求人らは，本件監査請求に関し，徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例３条５項に基づき，個別外部監査契約に基づく監査を実施することを求める。

（以上，原文のまま掲載）

Ⅱ　判断

請求書の要旨及び陳述の内容から，請求人の主張を整理すると，次のとおりである。

平成１８年度における徳島県議会すべての会派及び徳島県議会議員に対して支給された平成１８年度政務調査費の収支報告書には証拠書類の添付がなく，収支報告書の収支の記載内容が，実際の政務調査費の支出内容と大幅に相違しているか否か，その支出内容が使途基準に適合しているか否かを確認することができない。

従って，当該政務調査費は全て違法に使用されており，適正な支出と認めることができない。

よって，知事は会派及び議員に対し，各会派分４４，１７５，２１６円，各議員分６９，７６５，１０１円，合計１１３，９４０，３１７円を徳島県に返還させるよう求める。

このことから，平成１８年度政務調査費が適正に支出されているかどうか監査を行うこととした。

1　関係法令等

法第１００条第１３項において，普通地方公共団体は，条例の定めるところにより，その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として，その議会における会派又は議員に対し，政務調査費を交付することができ，この場合において，当該政務調査費の交付の対象，額及び交付の方法は，条例で定めなければならないと規定されている。

また，同条第１４項において，政務調査費の交付を受けた会派又は議員は，条例の定めるところにより，当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとすると規定されている。

これに基づき，徳島県においては，徳島県政務調査費の交付に関する条例（平成１３年徳島県条例第２６号。以下「条例」という。）及び徳島県政務調査費の交付に関する規程(平成１３年徳島県議会事務局規程第１号。以下「規程」という。）を別紙のとおり制定している。

2　交付の状況

平成１８年度政務調査費については，条例及び規程に基づき，会派においては月額１０万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額が，議員においては月額１５万円が交付され，残余のある場合については返還しており，徳島県議会議長から平成１９年３月９日及び５月１７日付けで徳島県知事に報告のあった交付金額は，次のとおりである。

○　会派分

（単位：円）

会派名	交付額	会派名	交付額
自由民主党・新政会	10,760,928	自由民主党・明政会	4,800,000
自由民主党・交友会	7,427,864	公明党県議団	2,400,000
新風２１	5,292,773	県民ネットワーク・夢	1,790,160
「改革・一新」県政会	5,368,191	無所属(本田耕一)	600,000
日本共産党	4,800,000	無所属(西尾大生)	935,300
合計　44,175,216円			

○　議員分

（単位：円）

議員名	交付額	議員名	交付額	議員名	交付額
本田耕一	1,800,000	川端正義	1,800,000	中谷浩治	1,800,000
福山　守	1,800,000	宮城　覚	1,800,000	宮本公博	1,800,000
竹内資浩	1,800,000	長池武一郎	1,800,000	重清佳之	1,800,000
庄野昌彦	1,800,000	達田良子	1,670,260	西沢貴朗	1,800,000
長尾哲見	1,123,370	嘉見博之	1,800,000	北島勝也	1,800,000
大西章英	1,690,532	遠藤一美	1,800,000	扶川　敦	1,800,000
山田　豊	1,729,530	児島　勝	1,800,000	木南征美	1,800,000
豊岡和美	1,800,000	吉田益子	1,800,000	森田正博	1,800,000
冨浦良治	1,800,000	藤田　豊	1,800,000	臼木春夫	1,343,086
橋本弘房	1,800,000	木下　功	1,800,000	須見照彦	1,800,000
森本尚樹	1,800,000	来代正文	1,800,000	阿川利量	1,800,000
古田美知代	1,745,848	黒川征一	1,800,000	西尾大生	1,362,475
吉田忠志	1,500,000	岡本富治	1,800,000		
榊　武夫	1,800,000	佐藤圭甫	1,800,000		
合計　69,765,101円					

3　監査の趣旨等

請求人は，政務調査費の支出内容が使途基準に適合しているか否かを収支報告書だけでは確認することができないので，適正な支出であると認めることができないことから，全てが違法な支出であると主張している。

本県政務調査費については，条例及び規程において，会計帳簿並びに証拠書類等の提出については規定されていない。もとより，支出内容を確認することができないことをもって直ちに全てが違法な支出であるという請求人の主張は採用できない。

本件監査においては，政務調査費を巡る最近の情勢や透明性等の確保の観点から，政務調査費の支出内容が使途基準に適合しているかどうか，収支報告書と併せて会計帳簿並びに証拠書類等についても監査するべきであると判断した。

政務調査費は，地方議会の活性化を図るため，その審議能力を強化するためのものであり，その使途については条例第９条により限定され，県政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充てることはできない。

また，会派の政務調査費経理責任者及び議員は，規程第８条により会計帳簿の調製や証拠書類等の整理保管が義務づけられ，交付を受けた政務調査費の総額から政務調査費による支出の総額を控除して残余があった場合には条例第１２条により返還することとされている。

このことから，交付額の支出内容について，会計帳簿及び証拠書類等により確認し，使途基準に適合しない支出があれば，当然返還の対象となるものと考える。

本県における使途基準については，条例第９条により徳島県議会議長が定めることとなっており，その基準は規程中の別表１及び２である。また，全国都道府県議会議長会の「政務調査費の使途の基本的な考え方について」（以下「全国議長会の考え方」という。）は，平成１３年１０月１６日付けで全国都道府県議会議長会より文書が通知されており，本県においても判断基準のひとつとして参考にしているものである。

そこで，交付額の支出内容が規程に定める使途基準及び全国議長会の考え方に適合しているかどうか，収支報告書，会計帳簿及び証拠書類等で各会派及び議員毎にみていくこととした。

４　監査の結果

法第１９９条第８項に基づき，平成１９年９月２７日付けで徳島県議会議長に対し，規程第８条に規定する会計帳簿並びに証拠書類等の提出について協力を依頼した結果，全会派及び中谷浩治前議員を除くすべての議員から提出された。同議員については，平成１９年１０月２３日付けで，監査委員から会計帳簿及び証拠書類等の提出を求めたところ，身体的理由により本件監査への対応ができない状況であるとの回答があり，検討した結果，やむを得ないものであると判断した。

監査期間内において収支報告書，会派及び議員から提出を受けた会計帳簿及び証拠書類等について調査を行い，支出内容の確認を行った。

交付額について支出内容を確認したところ，支出内容の目的や内訳が記載されていないなど，その内容を十分把握できないものについては，議員から事情を聴取した。

監査の期間中，会派又は議員から次表のとおり収支報告書の訂正が議長に提出され，監査対象の政務調査費の一部が返還される予定である。

（単位：円）

会派又は議員名	訂　正　前 交付額（A）	訂　正　後 交付額（B）	差額(A)-(B) (返還予定額)	収支報告書(訂正)提出年月日
自由民主党・交友会	7,427,864	7,215,864	212,000	19.11.2
新　風　2　1	5,292,773	5,232,773	60,000	19.11.6
日本共産党	4,800,000	4,773,285	26,715	19.10.19
県民ネットワーク・夢	1,790,160	1,772,432	17,728	19.11.2
山田　豊	1,729,530 1,650,780	1,650,780 1,644,091	85,439	19.10.19 19.11.5
吉田忠志	1,500,000	1,451,743	48,257	19.11.6
榊　武夫	1,800,000	1,793,115	6,885	19.11.1
扶川　敦	1,800,000 1,769,301	1,769,301 1,790,001	9,999	19.10.19 19.11.5

交付額の支出内容を収支報告書，会計帳簿及び証拠書類等で確認したところ，議長が定める使途基準に明らかに違反し，結果として政務調査費の返還を要する事案は認められなかった。

以上のことから，請求人の主張には理由がないものと判断する。

5　意見

監査の結果は上記のとおりであるが，監査委員としての意見を次のとおり付記する。

政務調査費は，その交付の根拠を法令等に置き，議会の自律性を尊重し，議会自らが調査研究活動の実態に応じ適正な運用を図るものとされている。一方，政務調査費の原資は税金であることから，その使途についての透明性の確保と県民に対する説明責任を果たす必要がある。

議会の自律性を尊重する現行制度は諸刃の剣として，使途基準は明確さを欠き，会計帳簿及び証拠書類等による支出のチェックがなされていない事実は，制度設計上の大きな課題であると考える。

政務調査費が地方分権の推進を図り，県民の未来を託す議会活動を支える制度として，多くの県民の理解を得るためには，収支報告書に会計帳簿及び証拠書類等の

添付を義務づけ，議会自らが透明性の確保を図るとともに，政務調査費の交付権者である知事を含めた新しい仕組みのもとで，支出について厳正なチェックはもとより費用対効果の視点からの検証も不可欠であると考える。

現在，県議会では，「議会のあり方検討委員会」において議論されているところであるが，政務調査費が一層の透明性のもとで，本来の目的のため有効に活用され，各会派及び議員の調査研究の成果が県政に一層反映されるよう強く望むものである。

別　紙

○徳島県政務調査費の交付に関する条例（平成１３年徳島県条例第２６号）

（趣旨）

第１条　この条例は，地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１００条第１３項及び第１４項の規定に基づき，徳島県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として，徳島県議会の会派及び議員に対し，政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（政務調査費の交付対象）

第２条　政務調査費は，徳島県議会の会派(所属議員が一人の場合を含む。以下単に「会派」という。)及び徳島県議会議員(以下「議員」という。)の職にある者に対し交付する。

（会派に係る政務調査費）

第３条　会派に係る政務調査費は，月額１０万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。

２　前項の所属議員の数は，月の初日における各会派の所属議員数による。

３　月の途中において，議員の任期満了，辞職，失職，死亡若しくは除名，議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の会派に係る政務調査費の交付については，これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し，又は会派が解散した場合も，同様とする。

４　各会派の所属議員数の計算については，同一議員について重複して行うことができない。

（議員に係る政務調査費）

第４条　議員に係る政務調査費は，月額１５万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。

２　月の途中において議員の任期満了，辞職，失職，死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の議員に係る政務調査費の交付については，これらの事由が生じなかったものとみなす。

（会派結成等の届出）

第５条　議員が会派を結成し，会派に係る政務調査費の交付を受けようとするときは，会派は代表者及び政務調査費経理責任者を定め，その代表者は議長が別に定める会派結成届を議長に提出しなければならない。

２　前項の会派結成届の内容に異動が生じたときは，会派の代表者は，速やかに、議長が別に定める会派移動届を議長に提出しなければならない。

３　会派を解散したときは，その代表者は，速やかに，議長が別に定める会派解散届を議長に提出しなければならない。

（会派等の通知）

第６条　議長は，前条第１項の規定による会派結成届の提出があった会派及び政務調査費の交付を受ける議員について，毎年度４月１０日までに，別に定めるところにより，知事に通知しなければならない。

２　議長は，年度途中において，前条の規定により会派結成届，会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき，又は議員の異動が生じたときは，別に定めるところにより，速やかに知事に通知しなければならない。

（政務調査費の交付決定）

第７条　知事は，前条の規定による通知に係る会派及び議員について，政務調査費の交付の決定を行い，議長並びに会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

（政務調査費の請求及び交付）

第８条　会派の代表者及び議員は，前条の規定による通知を受けた後，毎四半期の最初の月の２０日(その日が県の休日(徳島県の休日を定める条例(平成元年徳島県条例第３号)第１条第１項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)に当たるときは，その日後においてその日に最も近い県の休日でない日)までに，議長が別に定めるところにより，当

該四半期に属する月数分の政務調査費を知事に請求するものとする。ただし，一四半期の途中において議員の任期が満了する場合には，任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

２　知事は，前項の規定による請求があったときは，速やかに政務調査費を交付するものとする。

３　一四半期の途中において，新たに会派が結成されたとき，又は補欠選挙により議員が当選したとき(繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は，第５条第１項の規定により会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は，当月）分以降の政務調査費を当該会派又は当該当選議員に対し交付する。

４　一四半期の途中において会派の所属議員数に異動が生じた場合には，当該会派に既に交付した政務調査費については，その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は，当月）分から調整する。

５　一四半期の途中において会派が消滅したときは，その代表者は，当該消滅した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は，当月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

６　議員は，一四半期の途中において辞職，失職，死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは，当該議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は，当月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

（政務調査費の使途）

第９条　会派及び議員は，政務調査費を議長が別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

（収支報告書）

第１０条　会派の代表者及び議員は，議長が別に定めるところにより，政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を毎年度終了日の翌日から起算して３０日以内に議長に提出しなければならない。

２　会派の代表者は，会派が消滅した場合には，前項の規定にかかわらず，当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を当該消滅した日の翌日から起算して３０日以内に議長に提出しなければならない。

３　議員は，任期満了，辞職，失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には，第１項の規定にかかわらず，議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を当該議員でなくなった日の翌日から起算して３０日以内に議長に提出しなければならない。

（議長の調査）

第１１条　議長は，政務調査費の適正な運用を期すため，前条の規定により収支報告書が提出されたときは，必要に応じ調査を行うものとする。

（政務調査費の返還）

第１２条　知事は，会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から，当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費による支出(第９条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合には，当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第１３条　第１０条の規定により提出された収支報告書は，これを受理した議長において，これを提出すべき期限の翌日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

２　何人も，議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

（委任）

第１４条　この条例に定めるもののほか，政務調査費の交付に関し必要な事項は，議長が定める。

附　則

この条例は，平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年条例第３０号）

この条例は，公布の日から施行する。

○徳島県政務調査費の交付に関する規程（平成１３年徳島県議会事務局規程第１号）

（趣旨）

第１条　この規程は，徳島県政務調査費の交付に関する条例（平成１３年徳島県条例第２６号。以下「条例」という。）に基づく政務調査費の交付に関し必要な細則を定めるものとする。

（会派結成届等）

第２条　条例第５条に定める会派結成届等の様式は，別記様式第１号，第２号及び第３号によるものとする。

（会派及び議員の通知）

第３条　条例第６条に定める様式は，別記様式第４号によるものとする。

（政務調査費の請求）

第４条　条例第８条第１項に定める様式は，別記様式第５号及び第６号によるものとする。

（政務調査費の使途基準）

第５条　条例第９条の使途基準は，会派に係る政務調査費については別表第１，議員に係る政務調査費については別表第２のとおりとする。

（収支報告書）

第６条　条例第１０条第１項に定める様式は，別記様式第７号及び第８号によるものとする。

（収支報告書の写しの送付）

第７条　議長は，条例第１０条の規定により提出された収支報告書の写しを，別記様式第９号により知事に送付するものとする。

（証拠書類等の整理保管）

第８条　会派の政務調査費経理責任者及び議員は，政務調査費の支出について，会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに，証拠書類等を整理保管し，これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期限の末日の翌日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

（収支報告書の閲覧）

第９条　条例第１３条第２項の規定による収支報告書の閲覧は，当該収支報告書を提出すべき期限の翌日から起算して１５日を経過した日の翌日からすることができる。ただし，その日が県の休日に当たるときは，その日後においてその日に最も近い県の休日でない日から閲覧をすることができるものとする。

２　条例第１３条第２項の規定により収支報告書の閲覧をしようとする者は，別記様式第１０号に必要な事項を記載しなければならない。

３　条例第１３条第２項の規定による収支報告書の閲覧は，議会事務局が指定する場所で，職員の勤務時間中にしなければならない。

附　則

この規程は，平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成１８年４月１日から施行する。

別表第１（第５条関係）

項　目	内　　容
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費(調査委託費，交通費，宿泊費等)
研　修　費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費（会場費・機材借り上げ費，講師謝金，会費，交通費，宿泊費等）
会　議　費	会派における各種会議に要する経費（会場費・機材借り上げ費，資料印刷費等）
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費(印刷・製本代，原稿料等)
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費(書籍購入代，新聞雑誌購読料等)
広　報　費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費(広報紙・報告書等印刷費，送料，交通費等)
事　務　費	会派が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費(事務用品・備品購入費，通信費等)
人　件　費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費(給料，手当，社会保険料，賃金等)

別表第２（第５条関係）

項　目	内　　容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費，交通費，宿泊費等）
研　修　費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費（会費，交通費，宿泊費等）
会　議　費	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費(会場費・機材借り上げ費，資料印刷費等)
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷・製本代，原稿料等）
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費（書籍購入代，新聞雑誌購読料等）
広　報　費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙・報告書等印刷費，送料，交通費等）
事 務 所 費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の賃借料，管理運営費等）
事　務　費	議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費（事務用品・備品購入費，通信費等）
人　件　費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料，手当，社会保険料，賃金等）

（　　）内は例示

注）別記様式は省略